

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件
原告 〇〇〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件
原告 〇〇〇〇〇〇 外92名

被告 国

口頭弁論要旨一準備書面(10)

(駆け付け警護と武器防護)

2018(平成30)年1月30日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 今 井 一 成

第1 はじめに

この準備書面の要点は次の2点です。1つは、「駆け付け警護」が違憲であること、もう1つは、「外国軍隊の武器等防護」が違憲であることです。

「駆け付け警護」は、国連平和維持活動協力法(いわゆるPKO協力法)において、「外国軍隊の武器等防護」は、自衛隊法においてそれぞれ規定されています。これらの規定は、いずれも新安保法制法によって新設された規定です。

そして、これらの規定、すなわち、「駆け付け警護」及び「外国軍隊の武器等防護」は、いずれも日本が武力の行使をし又はその具体的危険を生じさせるものとして憲法9条に違反するものです。よって、これらの規定はいずれも、原告らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権を侵害するものです。

第2 「駆け付け警護」の違憲性

1 「駆け付け警護」とは

「駆け付け警護」とは、PKO協力法3条5号が規定する国際平和協力業務の1つであり、正確には「安全確保業務」（3条5号ト）と「駆け付け警護」（3条5号ラ）の2つから成ります。

このうち、「安全確保業務」は、端的に言えば、住民保護・治安維持活動のことです。これに対し、「駆け付け警護」とは、NGOや他国の部隊等のPKO活動関係者が敵対勢力等に襲われた場合にその侵害や危難から救出する等の業務を指します。

2 新安保法制以前のPKO協力法

新安保法制以前のPKO協力法は、海外における自衛隊の活動が憲法9条の禁じる「武力の行使」に当たることのないよう、PKOのために実施できる国際平和協力業務を限定してきました。そして、その中に、「安全確保業務」と「駆け付け警護」は含まれていませんでした。

それはなぜか。これらの任務に従事するためには、その任務を遂行して目的を達成するため、またこれに従事する自衛隊員の安全を確保するためにも、強力な武器使用権限を認めざるをえず、それが過ぎた場合、憲法9条の禁止する「武力の行使」に該当する可能性が高いためです。

従来政府は、PKOにおける武器の使用は「いわば自己保存のための自然的権利」であることを根拠に憲法9条1項で禁止された「武力の行使」に当たらないと説明してきました（1991年9月27日付け政府統一見解）。そして、「自己保存の自然的権利とは言えないような、任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況によりまして国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになりまして、このような武器の使用は憲法9条で禁止された武力の行使に当たるといった疑いを否定することができない」（1996年5月7日参議院内閣委員会内閣法制局

第一部長答弁)などと説明し、これを認めてこなかったのです。

実際、新安保法制に伴いPKO協力法が改正される以前は、国際平和協力業務に従事する自衛官の武器使用については、「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で」のみ、いわゆる自己保存の範囲で許されていました。

しかし、駆け付け警護は、その本質として必然的に強力な武器使用を伴います。そして、その自衛隊の任務の遂行に対して相手方が反撃してくれば、そこに戦闘行為が発生することは避けられません。従来政府説明のとおり、「任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況により国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることになり」「このような武器の使用は憲法9条で禁止された武力の行使に当たるといふ疑いを否定することができない」のです。

3 現在の政府説明とPKO参加5原則

そこで、政府は、いわゆるPKO参加5原則を満たしていれば、国又は国に準ずる組織が登場することはありえないというロジックで、憲法9条違反の問題をクリアしようとしてきました。

PKO参加5原則は、PKO協力法が1992年に制定される際に、憲法9条との整合性を図るためにぎりぎりの範囲で確認され、法文に組み入れられたものです。そして、5原則の1つに、「紛争当事者間で停戦合意が成立していること」というものがあります。

しかしながら、現在のPKOは、必ずしも停戦合意の存在を前提としていません。これは、南スーダンにおける停戦合意が完全に崩壊していることが国際社会の共通認識となっていることから明らかでしょう。

また、停戦合意を前提としない以上、現在のPKOは、かつてのような単なる停戦監視にとどまりません。住民保護という任務のために武力の行使も辞さず、さらには自らが「交戦主体」となることも想定しています。そのことをもっとも象徴的に示しているのが、1999年8月12日付の国連アナン事務総長告示「国連部隊による国際人道法の順守」です。同告示は、「国連の指揮と統制の下に作戦を遂行する国連部隊に適用される国連人道法の基本原則と規律を定めることを目的」とするものであり、国連PKOの軍事要員には国連人道法（交戦法規）が適用され、「交戦主体」となることが明確にされています。

このように、停戦合意の存在を必ずしも前提とせず、住民保護という任務のためには、相手が「国又は国に準ずる組織」であっても武力行使の権限を認めているのが、現在のPKOです。自衛隊の部隊が南スーダンにおいて駆け付け警護を実施した場合、同国の情勢を踏まえれば、自衛隊が大統領派あるいは反大統領派の兵士らとの間で武力衝突に発展する可能性は極めて高かったといっても過言ありません。そして、停戦合意が崩壊している以上、それらはまさに「国又は国に準ずる組織」との戦闘行為であり、憲法9条の禁じる「武力の行使」にあたりと評価せざるを得ません。

4 南スーダンPKOにおける情報の隠蔽

これまで報道で明らかになったとおり、南スーダンPKOに関しては、現地で銃撃戦の「戦闘」が激しく繰り返され、大量の死傷者が発生し、自衛隊宿舎のすぐ近傍でも激しい銃撃戦が行われる等の状況が把握され、自衛隊の部隊としても「最悪のケースを想定した対応についても準備を検討することが必要」と認識されていたこと等が、日報等で報告されていました。しかしながら、しかし、これらの日報等の存在は国民に秘匿され、情報公開請求に対しても不開示とされたことは記憶に新しいところです。憲法9条に関わる重要な情報であるにもかかわらず、です。

このような情報隠蔽が政府によって主導されたものであるとするならば、国民世論を操作し、戦争へと引き込んでしまいかねない極めて危険なものであると言えるでしょう。また、仮に、首相や防衛大臣が日報等の存在を知らされず、自衛隊内部において文書の不開示や消去が指示されていたとすれば、それは文民統制が全く機能していなかったことを示すものであり、いわゆる「軍部の暴走」につながるものとして、より一層危険なものと言わざるを得ません。

第3 外国軍隊の武器等防護の違憲性

1 外国軍隊の武器等防護とは

「外国軍隊の武器等防護」については、自衛隊法95条の2で新設されました。もともと、自衛隊が自衛隊自身の武器等を警護するために武器を使用できることは、自衛隊法95条で規定されていました。自衛隊法95条の2は、対象を米軍等の外国軍隊の武器等にも広げたものであり、攻撃・侵害を受ける米軍等の船舶・航空機を含む「武器等」の防護のために、「自衛隊」が武器の使用を行えるようにする規定です。

現実に、2017年5月1日から3日までの間、海上自衛隊の護衛艦2隻による米海軍補給艦の武器等防護に係る警護を、防衛大臣が命じています。

2 自衛隊法95条を外国軍隊にまで拡大することの危険

従来政府は、憲法上の問題が生じない武器使用の類型としては、自然権的権利というべき自己保存のためのもの及び自衛隊法95条に規定するもの以外には考えにくいとしていました。

まず、武器等防護は、その対象が生命・身体でないため、自己保存のための自然権的権利として説明できません。

また、本来、武器等の防護は、武器等の破壊・奪取等を防止して秩序を維持するための警察作用であり、警察機関が行うべき任務です。ところが、その武

器等が警察機関が保有するものよりも極めて強力なものであること等から、その警護を自衛官に委ね、自衛隊の武器等が「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段」であることから、必要最小限度の武器使用が例外的に認められてきたのです。

すなわち、自衛隊自身の武器等を防護する自衛隊法95条についてすら、武器使用の法的根拠が薄弱で厳格な要件の下にかろうじて正当化されてきたものであるのに、そのアナロジーで米軍等外国の軍隊の武器等をも「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段」だというのは、飛躍も甚だしいこじつけというほかはありません。加えて、それを認めれば集団的自衛権の行使と変わらないことになってしまうのであり、また外国軍隊の武器等を防護するのが日本の「警察権の行使」だというのも、国際法上無理が過ぎるといえます。

3 自衛隊法95条の2適用場面で想定される武器使用

自衛隊法95条の2で典型的に想定されるのは、公海・公空における米軍等の空母等の艦船や軍用機に対する攻撃です。このような武器の奪取し破壊する意思と能力を有する主体は、通常は国又は国に準ずる組織以外には想定しにくいといえます。そして、ここで自衛官が防護のために使用することとなる武器も、PKO活動の場合などとは異なり、自衛隊の艦船や戦闘機が装備するミサイルや火砲等となることが想定できます。事実、国会審議の政府答弁でも、公海上で米軍と自衛隊のイージス艦が警戒監視活動を行っている場合に、米艦に向かっているミサイルを自衛隊のイージス艦が迎撃することも含まれるとされています。

このように、自衛隊法第95条の2による自衛官の対処は、少なくとも外観上は、自衛隊と第三国の軍隊との間の武力衝突と映ることは避け難いし、実際にも戦争の発端となりかねません。

さらには、外国軍隊の武器等防護のために武器を使用するかどうかは、最終

的には現場の自衛官の判断です。その場合、日本は、閣議決定も総理大臣の防衛出動命令もなく、ましてや国会の承認などもないまま、戦争に突入する危険を否定できません。

このように、外国軍隊の武器等防護は、憲法9条が許容する限界を超える武力行使そのものであり、違憲であると言わざるを得ません。

4 武器等防護に関する情報の隠ぺいの危険

武器等防護に関する一般への情報公開については、「具体的な侵害が発生した場合等、本条による警護の実施中に特異な事象が発生した場合」には事後的に公表するとされるものの、それ以外の公表は政府の判断に委ねられています。

したがって今後、国民の知らないところで米艦等の武器等防護が実施され、侵害が発生して武器が使用された後、さらには戦火が口火を切られた後になって、はじめて国民に知らされる、という事態すら生じかねないのです。

第4 結語－権利侵害

日本が戦争当事国になれば、日本は相手国からの武力攻撃を受けることを、文字どおり覚悟しなければなりません。その場合、日本の国土に住む国民・市民は敵国となった当該外国からの攻撃による身の危険に晒されます。戦争とその被害への恐怖は、いまや現実のものになっているのです。このように、新安保法制法による駆け付け警護、自衛隊法95条の2の武器等防護の発令によって、原告らの有する平和的生存権・人格権は、現に大きく侵害されているといえます。

また、新安保法制法の施行、適用、運用過程は、憲法改正・決定権の侵害状態をさらに蹂躪し、既成事実化していく過程でした。駆け付け警護等の任務付与、米軍の武器等防護の実施は、これによって継続的に現行憲法9条を蹂躪し続けるものであり、原告らの憲法改正・決定権を侵害し続けるものにほかなりません。

以上